

第 10 期長野県高齢者プランを策定するに当たってのご意見・ご提言
(まとめ)

意見募集期間:令和8年8月 5 日(水)～9月4日(金)

ご意見・ご提言の内容	理 由
厚生労働省は「特定地域」に指定される可能性がある自治体一覧を公開しました。自治体名一覧が掲載されているのは、「令和8年度全国介護保険担当課長会議」資料(「参考資料 3 特定地域(中山間・人口減少地域)」の基準に該当する市町村リスト)」です。 一部地域の指定を含めると全国では 912 市町村程度になり、長野県内は「長野市」や「松本市」を含む 54 市町村(70.1%)がリストにあがっています。広範な市町村が「特定地域」指定の要否の検討を促されるものと見ています。 第 10 期長野県高齢者プランの策定にあたり、「特定地域」の指定をせず、保険サービスを維持・継続してください。あわせて介護職員の確保・増員、介護事業所の経営支援の具体策を盛り込んでください。	「特定地域」に指定されれば、改定介護保険法で新設された「特定地域サービス」を事業者が行うことが可能になります。このサービスは、施設や在宅サービスの人員配置基準が緩く、介護報酬は定額制です。 「特定地域サービス」では介護職員が過重労働にさらされ、離職が進む危険が高まることを懸念します。出来高払いから定額制になることで利用料負担が現行より増える可能性もあります。 「特定地域」という区分をつくったことは、「全国一律の保険給付」の原則を切崩したものと考えています。